

浜松市博物館条例の改正について

1 改正理由

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の一部改正に伴い、博物館の設置及び事業に係る規定について所要の整備を行うほか、引用条項等を改めるため、条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 博物館の設置に係る規定についての整備（第 1 条）

法改正に伴い、博物館の設置根拠が博物館法上の条例事項でなくなるため、公の施設として設置されるものと位置づけ、他の公の施設の例規に倣い規定を修正するものです。

※（改正前）博物館法第 18 条

(2) 博物館の事業に係る規定についての整備（第 3 条）

ア 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化、博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を追加するものです。【(改正後) 第 2 号、第 8 号】

イ 他の博物館との連携について、改正法第 3 条第 2 項の規定で対応することとし、条例から規定を削除するものです。【(改正前) 第 7 号】

※（改正後）博物館法第 3 条

(3) 引用条項等の変更（第 17 条、第 18 条）

ア 条例第 3 条の整備に伴い、指定管理者が行う業務に係る規定の引用条項等を改めるものです。【第 17 条】

イ 法改正に伴い、博物館法の博物館協議会に係る規定の条項等に変更が生じるため、条例中の法の引用条項等を改めるものです。【第 18 条】

※（改正後）博物館法第 23 条

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（改正法の施行期日と同日）

※改正内容は現時点のものであり、今後の調整により変更となる場合があります。

浜松市博物館条例の一部を改正する条例（案）

浜松市博物館条例（昭和54年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）に基づき設置する博物館について必要な事項を定める。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）～（6）（略）</u></p> <p><u>（7）他の博物館と協力し、情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。</u></p> <p><u>（8）～（11）（略）</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 指定博物館の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は委員会のみの特権に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>第3条第8号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（協議会の設置）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置する博物館について必要な事項を定める。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）博物館資料に関する電磁的記録を作成し、公開すること。</u></p> <p><u>（3）～（7）（略）</u></p> <p><u>（8）学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</u></p> <p><u>（9）～（12）（略）</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 指定博物館の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は委員会のみの特権に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>第3条第9号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（協議会の設置）</p>

第18条 法第20条第1項の規定により、
博物館に浜松市博物館協議会（以下「協議
会」という。）を置く。

第18条 博物館法（昭和26年法律第
285号）第23条第1項の規定により、
博物館に浜松市博物館協議会（以下「協議
会」という。）を置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、**他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】**。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた**博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】**、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては**博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】**、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、**登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】**。
- 登録博物館の設置者は、**博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】**、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等